変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約八・一キロメートル）
北緯　三五―三八―〇七
東経　一四〇―〇〇―四三
変更年月日　平成二十九年十一月二十九日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域E灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―三五
東経　一四〇―〇〇―四三
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域E灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・九キロメートル）
北緯　三五―三八―〇三
東経　一四〇―〇〇―四八
変更年月日　平成二十九年十一月三十日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域F灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―三一
東経　一四〇―〇〇―四八
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域F灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三七―五九
東経　一四〇―〇〇―五三
変更年月日　平成二十九年十一月三十日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域G灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―二七
東経　一四〇―〇〇―五二
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―五五
東経　一四〇―〇〇―五七
変更年月日　平成二十九年十一月二十九日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域H灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―二三
東経　一四〇―〇〇―四八
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―五三
変更年月日　平成二十九年十一月三十日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域I灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・七キロメートル）
北緯　三五―三七―一九
東経　一四〇―〇〇―四三
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―四七
東経　一四〇―〇〇―四八
変更年月日　平成二十九年十一月三十日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域J灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・七キロメートル）
北緯　三五―三七―一五
東経　一四〇―〇〇―三八
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯　三五―三七―四三
東経　一四〇―〇〇―四三
変更年月日　平成二十九年十一月二十九日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域K灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―一九
東経　一四〇―〇〇―三三
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）
北緯　三五―三七―四七
東経　一四〇―〇〇―三八
変更年月日　平成二十九年十一月三十日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域L灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―二三
東経　一四〇―〇〇―二八
変更した事項
名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域L灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―三三
変更年月日　平成二十九年十一月三十日

○九州地方整備局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十一日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類　路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十号　霧島市国分川内字鎮守尾一〇六四番二から同市国分川内字鎮守尾一〇六〇番一まで　九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成三十年一月十二日